別表第二十一号の次に次の二表を加える。

別表第二十一号の二（第91条の２第１項関係）

経営基盤強化計画の認定申請書

年　月　日

総務大臣　殿

申請者
郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
電話番号

経営基盤強化計画の認定を受けたいので、放送法第116条の３第１項の規定により申請します。

１．経営基盤強化の実施期間
２．経営基盤強化による収益性の向上の程度
３．経営基盤強化の内容
４．経営基盤強化に伴う労務に関する事項

（審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合）

５．特定放送番組同一化の内容
６．法第116条の３第２項第５号ロに規定する地域性確保措置の内容

（特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合）

７．特例役員兼任関係の内容
８．放送法施行規則第91条の４第２号に規定する地域性確保措置の内容
９．多元性・多様性確保措置の内容

注１　共同で申請をする場合は、全ての国内基幹放送事業者を「申請者」として記載すること。
注２　この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。
注３　経営基盤強化の実施期間については、経営基盤強化計画の始期及び終期を記載すること。
注４　経営基盤強化による収益性の向上の程度については、実施期間中の各事業年度決算における計画値を記載すること。
注５　経営基盤強化の内容については、次の事項について記載すること。
⑴　経営基盤強化を実施する理由及び背景
⑵　実施する措置の内容
注６　経営基盤強化に伴う労務に関する事項については、次の事項について記載すること。
⑴　経営基盤強化計画の開始時期の役員及び従業員の数
⑵　経営基盤強化計画の終了時期の役員及び従業員の数
⑶　経営基盤強化計画の実施に伴う役員及び従業員の出向、嘱託等に係る計画
⑷　経営基盤強化計画の実施について行つた労働組合との協議に関する事項

（審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合）

注７　特定放送番組同一化の内容については、次の事項について記載すること。
⑴　特定放送番組同一化を行う期間
⑵　特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送に係る放送対象地域
⑶　特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送の１週間の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合
⑷　特定放送番組同一化の計画に関する事項
⑸　共同して審議機関を設置しようとする場合は、その旨及び設置の計画に関する事項

注８　法第116条の３第２項第５号ロに規定する地域性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。

（特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合）

注９　特例役員兼任関係の内容については、特例役員兼任関係に係る役員予定者の氏名を記載し、当該役員予定者の履歴書及び役員就任承諾書を添付すること。
注10　放送法施行規則第91条の４第２号に規定する地域性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。
注11　多元性・多様性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。

別表第二十一号の三（第91条の２第２項関係）

事業計画書

長辺

（別紙）
□⑴　資本又は出資の額
□⑵　主たる出資者及び議決権の数
□⑶　役員に関する事項
□⑷　将来の事業予定
□⑸　国内基幹放送の業務の認定又は特定地上基幹放送局の免許の期間における資産、負債及び収支の実績

短辺（日本工業規格Ａ列４番によること。）

注１　別紙について、別葉として提出すること。
注２　事業計画書の別紙記載等は、次によること。
⑴　別紙⑴は、次の様式により記載すること。
ア　株式会社の場合

資本又は出資の額	発行済株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数

イ　株式会社以外の者の場合は、上記の様式に準じて記載すること。
（注１）　法人の場合は、次の書類を添付すること。
㋐　定款又は寄附行為及び登記事項証明書
㋑　定款又は寄附行為に基幹放送の業務を行う事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し
（注２）　法人以外の者の場合は、（注１）に準ずる書類を添付すること。
⑵　別紙⑵は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の比率	備考
			%	

（注１）　議決権の総数に対する議決権の比率が100分の１以上の者（株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員）について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。